

厚労省が検討する医療保険制度改革の骨子案が1月9日、明らかになった。

医療費が膨らむ中で制度を維持するため、来年度から順次、75歳以上の高齢者や大企業のサラリーマンらの負担を増やしていく。

同省は与党との調整を経て、1月26日召集の通常国会で関連法案を提出する方針だ。

骨子案では、所得が少ない75歳以上の後期高齢者の保険料を軽減している特例措置について、2017年度から原則的に廃止するとした。年収211万円以下の層など約865万人の保険料が増える見通しである。

この特例措置の廃止を巡り、自党内から批判が出て、厚労省が再検討してきたが、当初の計画より1年先送りとして、自民党部会で了承された。

また、現役の会社員らが加入している健保組合などが、後期高齢者医療制度に拠出している（支援金）費用を2015年度から17年度まで段階的に増やしていく。

この改革で生まれる国費と、消費財源を合わせて約3,400億円を国保支援に充てる構えだ。

次に、大病院を紹介状なしで受診する患者には、2016年度から定額の負担を求める。大病院は大学病院や500床以上のベッド数をもつ病院が対象となる。

軽症の患者にまず診療所や中小病院で受診してもらい、大病院が高度な医療に集中できるようにする狙いがある。（2015/01/ 厚労省HPから）